

# 名家連ニュース

令和元年9月13日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.646号

## ❖ 交通運賃割引意見書採択の要望 市議会各会派と懇談 ❖

名古屋市議会の9月定例会が9月10日(火)に開催されました(会期は10月10日迄)。本会議には各会派の団長、政調会長(政審会長)など全議員が出席しますので、この日に合わせて各会派に連絡を取り、懇談時間を予約することができました。市議会全会派に「意見書採択のお願い文書」「JRなど交通運賃割引全国運動推進ニュース第75号」「意見書文案」を持参して懇談しました。



懇談では、前回の意見書採択及び市営地下鉄など全国共通の運賃割引(半額)実施のお礼と衆議院・参議院で他障害同等の交通運賃割引適用を求める請願が採択された経過を伝え、国に対して、「国土交通省と一体になって各交通事業者に強く働きかけることを求める意見書」の採択を要請しました。

尚、意見書は議会開催日の2週間前に締め切られますので11月議会の政策責任者で構成する「政調会議」において調整されます。

(報告者：副会長/大橋、副会長/池山、事務局/堀場)

【参考】JR等の交通運賃割引制度を精神障害者も対象とする「請願」を衆参両院の国土交通委員会が6月26日に採択しました。この請願採択を受けて、7月25日に交通運賃割引全国運動推進プロジェクトチームの会議が開催され、今後の運動について取りまとめを行い、全国精神保健福祉会連合会に報告・提言しました。

全国精神保健福祉会連合会は、この提言を受けて8月7日の代表理事会で今後の全国運動の内容を確認し、全国都道府県連に下記の行動を呼び掛けました。

◎ 最重要点は10月と12月にJR各社に統一して要望をすること。(国会議員の力を借りる)

◎ 都道府縣市町村議会に意見書採択を要請すること。

※詳細は近日発行予定の交通運賃推進ニュース76号を参照。

※上記の名古屋市議会への意見書採択要請は、この呼びかけに応じて取り組んだものです。

### 精神障害者保健福祉手帳

## ❖ 行政区別の所持者数判明 ❖

平成31年3月末日現在の「行政区別の手帳所持者数」が入手できましたのでお知らせいたします。(右表)

人口数は平成31年4月1日現在のものです。

区分	所持者数	人口数
千種区	1,818	164,979
東区	633	81,499
北区	1,980	163,020
西区	1,562	149,983
中村区	1,619	134,864
中区	768	89,563
昭和区	1,036	109,501
瑞穂区	1,059	107,018
熱田区	742	66,036
中川区	2,567	220,436
港区	1,749	143,796
南区	1,850	136,073
守山区	2,128	175,543
緑区	2,427	246,560
名東区	1,871	164,505
天白区	1,886	164,270
合計	25,695	2,317,646

次ページで「手帳・年金・生活保護の障害者加算」について掲載しています

## ❖ 手帳と障害年金及び生活保護の関係性について ❖

### 生活保護の障害者加算額（円）

		1 級地	2 級地	3 級地
在宅者	障害年金 1 級	2 6, 3 1 0	2 4, 4 7 0	2 2, 6 3 0
	障害年金 2 級	1 7, 5 3 0	1 6, 3 1 0	1 5, 0 9 0
入院患者又は社会福祉施設 若しくは介護施設の入所者	障害年金 1 級	2 1, 8 9 0		
	障害年金 2 級	1 4, 5 9 0		

1. 障害者加算が適用される優先順位は ①障害年金 1 級・2 級受給者 ②精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級受給者です。（※身体障害者の場合は、手帳があれば加算対象になります）
2. 保険料未納などで障害年金が申請できない方は手帳が加算対象になります。また、障害年金申請中の場合も加算対象となります。但し、不支給決定が出れば加算対象にはなりません。不服審査請求期間は加算対象となります。（※障害状態や病名などの理由で不支給の場合は加算が適用されません。）

（文責：事務局/堀場）

## ❖ 平成30年度の取り組み状況 — 障害年金をめぐる諸課題への対応 ❖

青木聖久先生（日本福祉大学教授/全国精神保健福祉会連合会理事）から寄せられた情報です

### （障害年金の周知等の調査）

○「障害年金初期対応の手引き」に基づく事務処理に取り組むとともに、「障害年金請求キット」の設置状況、配布状況等について、平成 31 年 3 月から翌月にかけて全国約 30 か所の年金事務所への訪問調査を実施しました。調査した結果、30 か所全ての年金事務所において「障害年金請求キット」を常時設置し、お客様に配布するとともに、説明時に活用していることを確認しました。

### （認定医会議の開催）

○平成 31 年 2 月に精神の障害の認定医会議を開催し、参加した 66 名の認定医による事例研究や意見交換を行うことで認定医相互間の情報を共有しました。



### （障害年金センターへの集約に伴う審査事務の取扱い）

○障害年金センターに障害年金の審査業務を集約したことに伴い、平成 30 年 7 月に厚生労働省から「日本年金機構における障害年金センターへの集約後の障害年金の審査事務の取扱い」が示されたことを踏まえ、適切に対応しました。

○障害年金センターの専門的な人材の育成を図るため、センターに配置された上席年金給付専門職によるセンター内研修を実施しました。

○障害年金センターに障害年金業務を集約したことに伴い、事務処理の標準化及び効率化を進めるため、障害審査支援システムの導入に向けた検討を進め、平成 31 年 1 月にシステム開発に着手しました。また、障害年金センターに配置した上席年金給付専門職によりセンター内研修を実施し、専門的な人材の育成に取り組みました。

○中央年金センター及び障害年金センターにおける正規職員及び有期・無期転換職員の役割を整理しました。



次号で「厚生労働省発表の障害者雇用状況」について掲載いたします